

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害
予防規則等の改正にて、「ナフタレン及びリフ
ラクトリーセラミックファイバー」が、特定化
物質(第2類物質)に追加され、エチルベンゼ
ンと同様に規制・管理されます。

【主な措置内容】

- ①健康診断の実施(平成27年11月1日から適用)
- ②局所排気装置等の設置計画の届出
(平成27年11月1日から適用^(※))
(※)ただし、平成28年1月31日までに設置・移転・変更する場合は不要
- ③局所排気装置等の定期自主検査および点検の実施
(平成28年11月1日から適用^(※))
(※)ただし、平成28年10月31日までに新設する場合は新設時より適用
- ④作業環境測定の実施(平成28年11月1日から適用)
- ⑤作業主任者の選任(平成29年11月1日から適用)

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに
作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジ課	尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・点検)
環境調査課	中西正彦(作業環境測定)
作業環境課	青柳容子(作業環境測定)
営業部	望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 作業環境測定及管理濃度および局所排気装置の性能・稼働要件

(1) 作業環境測定(平成28年11月1日から適用)

ナフタレン等およびリフラクトリーセラミックファイバー等を製造・取り扱う屋内作業場では、下記の事項の対応が必要となります。

- ①6ヶ月以内ごとに1回、定期的に作業環境測定士による作業環境測定の実施
- ②①の結果について、作業環境評価基準に基づいた方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善の実施
- ③測定および評価記録を30年間保存

物質名	管理濃度
ナフタレン	10ppm
リフラクトリーセラミックファイバー ^(※)	5 μ m以上の繊維として0.3本/cm ³

(※)リフラクトリーセラミックファイバーについて粉じん作業を行う場合は、従来の粉じんとしての作業環境測定と測定結果の評価も引き続き必要です。

(2) 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届出

①局所排気装置の性能・稼働要件(平成27年11月1日から適用)

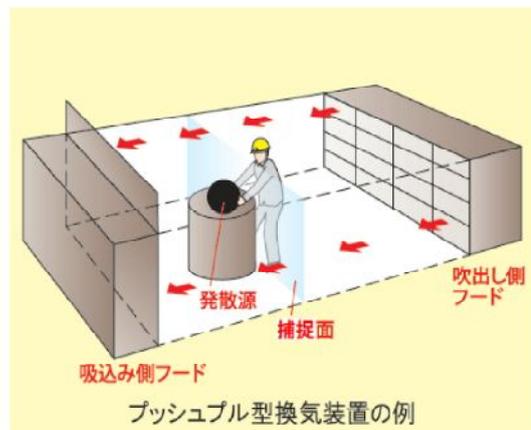
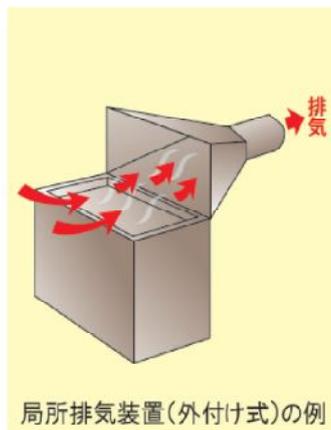
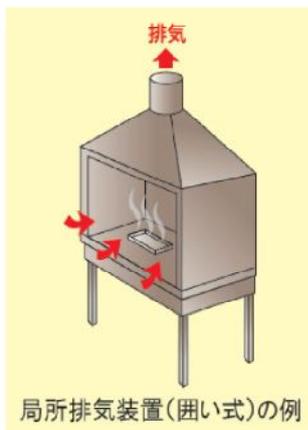
物質名	局所排気装置の性能・稼働要件
ナフタレン	1気圧の空気1m ³ あたりに占める当該物の容積として10cm ³
リフラクトリーセラミックファイバー	1気圧の空気1cm ³ あたりに占める5 μ m以上の繊維の数として0.3

②定期自主検査、点検の実施(平成28年11月1日から適用)

ただし、平成28年10月31日までに製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から実施が必要です。

③設置計画の届出(平成27年11月1日から適用)

設置・移転・変更をしようとする日の30日以上前に届出が必要です。ただし、平成28年1月31日までに設置・移転・変更をしようとする場合は不要です。



今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

条文	規制内容	ナフタレン	リフラクトリーセラミックファイバー	
安衛法	57	表示	●	
	57の2	文書の交付	●	
	88	計画の届出	●	
特定化学物質障害予防規則	2	定義	「特定第2類物質」	
	2の2	適用除外（業務）（右に示す業務においては、この表に示す以下の項目と次ページ以降の特化則に基づく措置は必要ありません。）	● ①液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。②において同じ）からの試料の採取の業務 ● ②液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る） ③液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務	
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備	●	
	5	特定第2類又は管理第2類物質に係る設備	●	
	6	4・5条の適用除外	●	
	7	局排等の性能	● 抑制濃度10ppm	
	8	局排等の稼働時の要件	●	
	12の2	ほる等の処理	●	
	13～20	漏えいの防止（特定化学設備）	●	
	21	床の構造	●	
	22, 22の2	設備の改造等の作業	●	
	23	退避等	●	
	24	立入禁止措置	●	
	25	容器等	●	●
			●	●
			●	●
			●	●
	26	防護組織等	●	
	27（28）	作業主任者の選任	●	
	29～35	定期自主検査、点検、補修等	●	
	36	実施	●	
		記録の保存	●30年	
	36の2	測定結果の評価と記録の保存	●30年	
		管理濃度	10ppm	
	36の3, 36の4	評価の結果に基づく措置	●	
	37	休憩室	●	
	38	洗浄設備	●	
	38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	
	38の3	掲示	●	
	38の4	作業の記録と保存	●30年	
38の20	特別規定	×		
39～40の3	健康診断	●	●	
		●	●	
		●30年	●30年	
41	健康診断結果の報告	●		
42	特定化学物質	●		
	特別有機溶剤等	×		
43～45	呼吸用保護具等の備付け	●		
53	記録の報告	●		

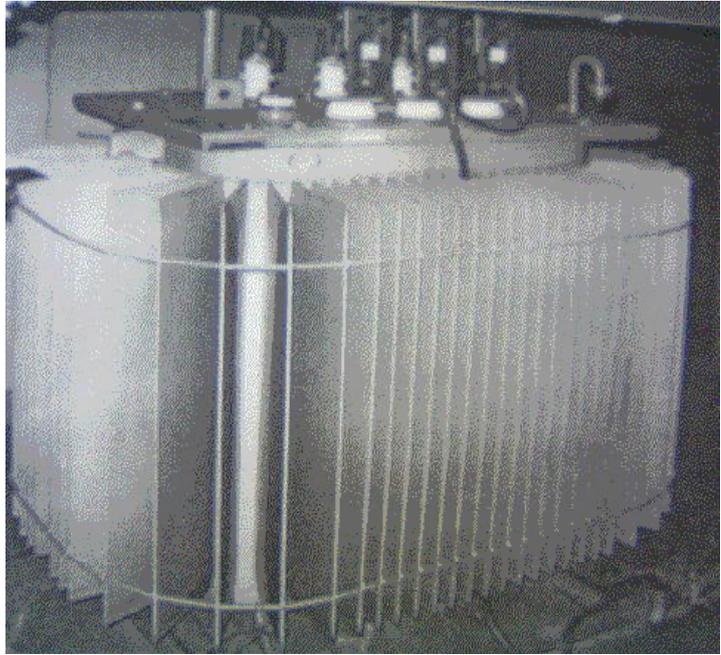
RIKKA TOPICS

PCB分析のご案内

PCB廃棄物とは、機器等に使用された廃PCB油、不用のPCB使用トランス・コンデンサ・リアクトル、PCBを含む絶縁油・熱媒体等、その他PCBに汚染された廃棄物等でトランスやコンデンサの場合、絶縁油中のPCBの含有量が0.5mg/kgを超えるものはPCB廃棄物に該当します。

廃棄する際には封入されている絶縁油の分析を行いPCB混入の有無を確認する必要があります。

PCB廃棄物を保管する事業者は、平成39年3月31日までに、PCB廃棄物の処分を自ら行うか、又は他に委託しなければなりません。



試料採取・分析

- 1) 分析のための試料採取、運搬は廃棄物処理法及びPCB特別措置法の適用を受けませんが、試料の採取は分析に必要な最小限の量とし、分析後に残った試料は、お客様(ご依頼先)に返却することになっています。
- 2) 分析に必要な試料は少量(1g程度)です。お客様(ご依頼先)が試料採取を行えるように専用の採取容器、採取器具の用意があります。
また、弊社は試料採取も行っておりますので、お気軽にご相談ください。
- 3) 分析方法 ガスクロマトグラフ(ECD)法
「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.1」
平成22年1月25日環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
- 4) 定量下限値 0.15mg/kg

PCB分析についてのお問い合わせは下記担当者まで
環境分析部 加藤雅士・城所 亨 または 営業部 望月久彰
立華株式会社 本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654